



# 宮 崎 県 公 報

平成25年 4 月 1 日 (月曜日) 号外 第 24 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁
○児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則…………… (こども家庭課) 1	

## 規 則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第22号

#### 児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則 (昭和40年宮崎県規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「措置権者」とは法第20条、第21条の5、第22条、第23条、第27条第1項第3号又は同条第2項の措置を採る権限を有する者をいう。</p> <p>(負担金の決定)</p> <p>第 3 条 措置権者は、法第20条、第22条、第23条、第27条第1項第3号又は同条第2項の措置を採ったときは、法第56条第2項の規定により徴収する法第50条第5号、第6号の3、第7号又は第7号の2に規定する費用 (以下「負担金」という。) の額を当該措置を受けた者又はその者の属する世帯の階層区分に従い、次の各号により決定しなければならない。</p> <p>(1) 措置を受ける者が20歳以上である場合は、別表第1及び別表第2のそれぞれの基準額の合算額を負担金の額とする。</p> <p>(2) 措置を受ける者が20歳未満である場合は、別表第2又は別表第3の基準額を負担金の額とする。</p> <p>(3) 前2号の負担金の額が、その月の当該措置を受ける者の支弁額 (その施設の事務費の月額保護単価 (3歳未満児、年少児、特別指導費及びボイラー技師雇上費の加算分保護単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、入所児童 (者) 処遇特別加算費及びスプリングラー保守管理等費の単価を除く。以下この号において同じ。) と事業費の各費目 (里親手当を除く。以下この号において同じ。) のその月の当該措置を受ける者につき支弁した額の合算額をいう。ただし、その月の当該措置を受ける者の在籍日数が1箇月未満であるときは、その施設の事務費の月額保護単価と事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額をその月の日数で除して得た額</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「措置権者」とは法第20条、第21条の5、第22条、第23条、第27条第1項第3号、<u>同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行う</u>権限を有する者をいう。</p> <p>(負担金の決定)</p> <p>第 3 条 措置権者は、法第20条、第22条、第23条、第27条第1項第3号、<u>同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行ったときは、法第56条第2項の規定により徴収する法第50条第5号、第6号の3、第7号又は第7号の2に規定する費用 (以下「負担金」という。) の額を当該措置を受けた者又はその者の属する世帯の階層区分に従い、次の各号により決定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>別表第1又は別表第2の基準額を負担金の額とする。</u></p> <p>(2) <u>前号の負担金の額が、その月の当該措置を受ける者の支弁額 (その施設の事務費の月額保護単価 (3歳未満児、年少児、特別指導費及びボイラー技師雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童 (者) 処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費及び保育機能強化加算費の単価を除く。以下この号において同じ。) と事業費の各費目 (里親手当を除く。以下この号において同じ。) のその月の当該措置を受ける者につき支弁した額の合算額をいう。ただし、その月の当該措置を受ける者の在籍日数が1箇月未満であるときは、その施設の事務費の月額保護単価と事業費の各費目のうち月額保</u></p>

にその月の当該措置を受ける者の在籍日数を乗じて得た額と月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額とする。)を超える場合は、その支弁額を負担金の額とする。

2・3 [略]

(支払命令額)

第3条の2 法第21条の5の措置を採った場合において、法第56条第5項の規定により支払を命ずる法第50条第5号の2に規定する費用(以下「支払命令額」という。)の額は、当該措置を受けた者の生計を主として維持する者(以下「生計中心者」という。)の階層区分に応じ別表第4に掲げる基準月額とする。

護単価により支弁した額の合算額をその月の日数で除して得た額にその月の当該措置を受ける者の在籍日数を乗じて得た額と月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額とする。)を超える場合は、その支弁額を負担金の額とする。

2・3 [略]

(支払命令額)

第3条の2 法第21条の5の措置を行った場合において、法第56条第5項の規定により支払を命ずる法第50条第5号の2に規定する費用(以下「支払命令額」という。)の額は、当該措置を受けた者の生計を主として維持する者(以下「生計中心者」という。)の階層区分に応じ別表第3に掲げる基準月額とする。

別表第1を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第2 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
[略]				[略]			
各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		入所施設		知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び母子生活支援施設		母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び自立援助ホーム	
階層区分	定義	徴収金基準額(月額)	徴収金基準額(月額)	階層区分	定義	徴収金基準額(月額)	徴収金基準額(月額)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	[略]	[略]	A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	[略]	[略]
[略]				[略]			
D 1	[略]	30,000円以下	[略]	D 1	[略]	15,000円以下	[略]
D 2	[略]	30,001円から80,000円まで	[略]	D 2	[略]	15,001円から40,000円まで	[略]
D 3	[略]	80,001円から140,000円まで	[略]	D 3	[略]	40,001円から70,000円まで	[略]
D 4	[略]	140,001円から280,000円まで	[略]	D 4	[略]	70,001円から183,000円まで	[略]
D 5	[略]	280,001円から500,000円まで	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、	D 5	[略]	183,001円から403,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただ

			その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。)				し、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。)		
D 6		500,001円から 800,000円まで	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。)	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。)	D 6		403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。)
D 7		800,001円から 1,160,000円まで	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは、68,700円とする。)	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは、34,300円とする。)	D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは、68,700円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは、34,300円とする。)
D 8		1,160,001円から 1,650,000円まで	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円とする。)	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。)	D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。)
D 9		1,650,001円から 2,260,000円まで	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。)	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは、51,400円とする。)	D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは、51,400円とする。)
D 10		2,260,001円から 3,000,000円まで	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円とする。)	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。)	D 10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。)

		る。)	)			とする。)	。)	
D11	3,000,001 円から 3,960,000円まで	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が 143,800円を超えるときは、143,800円とする。)	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。)		D11	3,117,001 円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が 143,800円を超えるときは、143,800円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。)
D12	3,960,001 円から 5,030,000円まで	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が 166,600円を超えるときは 166,600円とする。)	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。)		D12	4,173,001 円から 5,340,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が 166,600円を超えるときは、166,600円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。)
D13	5,030,001 円から 6,270,000円まで	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が 191,200円を超えるときは、191,200円とする。)	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。)		D13	5,334,001 円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が 191,200円を超えるときは、191,200円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。)
D14	6,270,001 円以上	[略]	[略]		D14	6,674,001 円以上	[略]	[略]
備考				備考				
<p>1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法 (昭和25年法律第 226号) 第 292条第 1項第 1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第 2号に規定する所得割 (この所得割を計算する場合には、同法第 314条の 7 及び同法附則第 5条第 2項の規定は適用しないものとする。) の額をいう。</p> <p>なお、<u>地方税法第 323条</u>に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法 (昭和40年法律第33号)、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)、<u>経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律 (平成11年法律第 8号)</u> 及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和22年法律第 175号) の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適</p>				<p>1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法 (昭和25年法律第 226号) 第 292条第 1項第 1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第 2号に規定する所得割 (この所得割を計算する場合には、同法第 314条の 7、<u>第 314条の 8</u>、<u>附則第 5条第 3項</u>、<u>第 5条の 4 第 6項</u>及び<u>第 5条の 4 の 2 第 5項</u>の規定は適用しないものとする。) の額をいう。</p> <p>なお、<u>同法第 323条</u>に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法 (昭和40年法律第33号)、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和22年法律第 175号) の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>なお、<u>地方税法等の一部を改正する法律 (平成22年法</u></p>				

用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律 (平成10年法律第23号) 附則第12条

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定国立療養所等、重症心身障害児施設、助産施設及び里親をいう。

4 入所者の年齢が20歳以上の場合、この表の規定にかかわらず、当分の間C階層及びD階層 (D14階層を除く。) にあっては徴収金基準額に2分の1を乗じて得た額 (100円未満切捨て) を徴収金基準額とし、B階層にあっては徴収金基準額は0円とする。

5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 単身世帯 扶養義務者のいない世帯

(2) 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

(3) 次に掲げる在宅障害児 (者) (社会福祉施設に措置された児童 (者) を除く。) のいる世帯

ア・イ [略]

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号) に定める特別児童扶養手当支給対象児又は国民年金法 (昭和34年法律第141号) に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

律第4号) 及び所得税法等の一部を改正する法律 (平成22年法律第6号) により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項 (同条第2項第1号、第2号 (地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)) 及び第3号 (地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)) に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律 (平成10年法律第23号) 附則第12条

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、障害児入所施設、指定医療機関 (入所に限る。)、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 単身世帯 扶養義務者のいない世帯 (自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。)

(2) 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) 第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 次に掲げる在宅障害児 (者) (社会福祉施設に措置された児童 (者)、法第21条の5の3第1項の障害児通所支援を受ける児童、法第24条の2第1項の障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第6条の自立支援給付の受給者 (同法第5条第5項、第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項に規定するサービスに限る。) 又は同法附則第22条に規定する特定旧法受給者を除く。) のいる世帯

ア・イ [略]

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号) に定める特別児童扶養手当支給対象児又は国民年金法 (昭和34年法律第141号) に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

<p>(4) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による措置権者が認めた世帯</p> <p>6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額(備考4の適用後の基準額を含む。)に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>7 法第22条に規定する助産施設への入所措置は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が16,800円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(以下「出産一時金」という。)</p>	<p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(4) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割り又は児童自立支援施設通所部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額であるものは、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限とし、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」の徴収金基準額とする。以下同じ。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額がその上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 助産施設における助産の実施については次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合を除く。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産に</p>
--	---

が、350,000円以上であるとき。

ついて、特定出産事故（健康保険法施行令（大正15年勅令第 243号）第36条第 1 号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。）に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（総額 3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が 390,000円以上であるとき。

(2) 入所の措置を行った妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に、B階層にあっては 0.2、C階層にあっては 0.3、D階層のうち所得税の額が 8,400円までの場合にあっては 0.5をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所の措置を行った日から解除する日までの期間に係る基準額とみなす。

8 入所の措置が採られた妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に、B階層にあっては 0.2、C階層にあっては 0.3、D階層のうち所得税の額が16,800円までの場合にあっては 0.5をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所の措置が採られた日から解除される日までの期間に係る基準額とみなす。

9 法第27条第 1 項第 3 号に規定する乳児院への入所措置に係るこの表の適用について、保護者が出産、傷病、病氣看護その他緊急の事情又は出張等の勤務上の都合その他特別の事情により保護者のもとで養育できないことを理由とする短期入所（入所期間が 1 月に満たないものをいう。）の場合には、C 1 階層から D 3 階層（ただし、所得税の額が 120,000円以下の場合に限る。）までは日額 1,000円、D 3 階層（ただし、所得税の額が 120,001円以上の場合に限る。）から D13階層までは日額 2,000円に入所措置日数を乗じて得た額を当該措置児に係る費用徴収額とする。

なお、A階層及びB階層については無料、D14階層については全額徴収とする。

10 1月1日から6月30日までの間に入所の措置が採られた者に対して当該期間に行われた入所措置に係るこの表の適用については、D 1 階層から D14階層までにおける「前年分」を「前前年分」と読み替えるものとする。

11 4月1日から6月30日までの間に入所の措置が採られた者に対して当該期間に行われた入所措置に係るこの表の適用については、B階層、C 1 階層及び C 2 階層における「当該年度分」を「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第 3（第 3 条関係）

[略]

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	療育医療
----------------------	------

別表第 2（第 3 条関係）

[略]

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	療育医療
----------------------	------

階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	[略]	A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	[略]
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	0	B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200
C 1	A階及びD階層を [略]		C 1	A階及びD階層を [略]	
C 2	除き前年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	[略]	C 2	除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	[略]
D 1	A階層及びB階層を除き前年度分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	[略]	D 1	A階層及びB階層を除き前年度分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	[略]
D 2	4,800円以下		D 1	2,400円以下	
D 3	4,801円から 9,600円まで		D 2	2,401円から 4,800円まで	
D 4	9,601円から 16,800円まで		D 3	4,801円から 8,400円まで	
D 5	16,801円から 24,000円まで		D 4	8,401円から 12,000円まで	
D 6	24,001円から 32,400円まで		D 5	12,001円から 16,200円まで	
D 7	32,401円から 42,000円まで		D 6	16,201円から 21,000円まで	
D 8	42,001円から 92,400円まで		D 7	21,001円から 46,200円まで	
D 9	92,401円から 120,000円まで		D 8	46,201円から 60,000円まで	
D 10	120,001円から 156,000円まで		D 9	60,001円から 78,000円まで	
D 11	156,001円から 198,000円まで		D 10	78,001円から 100,500円まで	
D 12	198,001円から 287,500円まで		D 11	100,501円から 190,000円まで	
D 13	287,501円から 397,000円まで		D 12	190,001円から 299,500円まで	
D 14	397,001円から 929,400円まで		D 13	299,501円から 831,900円まで	
D 15	929,401円から 1,500,000円まで		D 14	831,901円から 1,467,000円まで	
D 16	1,500,001円から 1,650,000円まで		D 15	1,467,001円から 1,632,000円まで	
D 17	1,650,001円から 2,260,000円まで		D 16	1,632,001円から 2,302,900円まで	
D 18	2,260,001円から 3,000,000円まで		D 17	2,302,901円から 3,117,000円まで	
D 19	3,000,001円から 3,960,000円まで		D 18	3,117,001円から 4,173,000円まで	
D 19	3,960,001円以上		D 19	4,173,001円以上	
備考 1 徴収月額の決定の特例 ア A階層及びB階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が同時にこの表の適用を受ける場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童以外の児童については、同表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもってその児童の徴収金基準額とする。ただし、D19階層			備考 1 徴収月額の決定の特例 ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収金基準額の最も多額な児童以外の児童については、同表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもってその児童の徴収金基準額とする。ただし、D19階層にあっては、当		

層にあっては、当該徴収金基準額が17,120円に満たない場合は、17,120円を徴収金基準額とする。

- イ 入院期間が1箇月未満の児童については、徴収金基準額につき、さらに次の計算式による日割計算によって決定する。

$$\text{徴収金基準額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

- ウ 児童に民法第 877条に規定する扶養義務者がいないときは、徴収金基準額の決定は、行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収金基準額を決定するものとする。

## 2 世帯階層区分の認定

### ① 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外のもので現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税額等の有無により行うものとする。

### ② 認定の基礎となる用語の定義

ア・イ [略]

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税の額を計算する場合には、所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで並びに租税特別措置法の一部を改正する法律附則第12条の規定は、適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税の額（ただし、所得割の額を計算する場合には、地方税法第 314条の7及び附則第5条第2項の規定は、適用しない。）並びに生活保護法による保護をいう。生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第 323条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

該徴収金基準額が17,120円に満たない場合は、17,120円を徴収金基準額とする。

- イ 入院期間が1箇月未満の児童については、徴収金基準額につき、さらに次の計算式による日割計算によって決定する。

$$\text{徴収金基準額} \times \frac{\text{その月の入院(通院)期間}}{\text{その月の実日数}}$$

- ウ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

- エ 児童に民法(明治29年法律第89号)第 877条に規定する扶養義務者がいないときは、徴収金基準額の決定は、行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収金基準額を決定するものとする。

## 2 世帯階層区分の認定

### ① 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外のもので現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無により行うものとする。

### ② 認定の基礎となる用語の定義

ア・イ [略]

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額（所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第 314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第 314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。））、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条の規定は適用しない。））、地方税法により賦課される市町村民税の額（所得割の額を計算する場合には、地方税法第 314条の7、第 314条の8、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。））、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第 323条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

3 この表中、徴収金基準額欄の「全額」の適用を受ける児童の措置に要した費用について県が徴収する額は、県の支弁すべき額又は費用総額から社会保険各法及び結核予防法(昭26年法律第96号)による負担額を差し引いた額を超えないものとする。

なお、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとする。

3 この表中、徴収金基準額欄の「全額」の適用を受ける児童の措置に要した費用について県が徴収する額は、県の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による負担額を差し引いた額を超えないものとする。

別表第 4 (第 3 条の 2 関係)

[略]

階層区分	基準月額	
	入院	外来
生活保護法の被保護世帯	[略]	
[略]		
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	[略]	
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合		
生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合		
生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合		
生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合		

備考

1 支出命令額は、次の区分ごとに定める額とする。なお、同一の月における同一の医療機関(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。以下同じ。)における診療であっても、入院と外来による診療が別の期間に行われた場合は、入院、外来別に入院の支払命令額及び外来の支払命令額が生じるものとする。ただし、同一の月における入院の支払命令額若しくは外来の支払命令額の合計額又は入院の支払命令額及び外来の支払命令額の合計額がそれぞれ回表に定める入院若しくは外来の基準月額又は入院の基準月額を超える場合は、当該超える額について、当該患者の保護者の申請に基づき支給するものとする。

①・② [略]

2・3 [略]

別表第 3 (第 3 条の 2 関係)

[略]

階層区分	基準月額	
	入院	外来
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	[略]	
[略]		
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	[略]	
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合		
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合		
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合		
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合		

備考

1 支出命令額は、次の区分ごとに定める額とする。なお、同一の月における同一の医療機関(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。以下同じ。)における診療であっても、入院と外来による診療が別の期間に行われた場合は、入院、外来別に入院の支払命令額及び外来の支払命令額が生じるものとする。ただし、同一の月における入院の支払命令額若しくは外来の支払命令額の合計額又は入院の支払命令額及び外来の支払命令額の合計額がそれぞれこの表に定める入院若しくは外来の基準月額又は入院の基準月額を超える場合は、当該超える額について、当該患者の保護者の申請に基づき支給するものとする。

①・② [略]

2・3 [略]

4 この表の「所得税課税年額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の

2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条の規定は適用しない。)をいう。

なお、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとする。

4～6 [略]

5～7 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

